

# 旭川市における生活困窮者への自立支援



## 第1回 センターへの 入口編

～SOSを受け止めること～

生活に困窮する方々の小さなSOSを受け止めて、確実にセンターにつなげるためには？というテーマに沿った事例発表を行います。

**平成 27 年 1 月 20 日(火)**  
**午後 6 時 30 分～8 時 30 分**

## 第2回 センターからの 出口編

～就労に困難を抱える方のために～

困窮する方々のうち、就労に困難を抱える方を、スムーズに専門的な支援につなげるためには？というテーマに沿った事例発表を行います。

**平成 27 年 1 月 27 日(火)**  
**午後 6 時 30 分～8 時 30 分**

**会場** 旭川市障害者福祉センター おびつた 会議室 1 ※両日とも同じ会場です。

**対象** どなたでも 100名 ※どちらか1日のみの参加も可能です。

**お申込み** 福祉保険部生活支援課自立支援係

電話：25-9175（直通） FAX: 26-7654

主催／旭川市

共催／社会福祉法人旭川市社会福祉協議会、ワーカーズコープ自立支援事業推進共同事業体（生活協同組合北海道高齢協、北海道労働者協同組合、NPO法人ワーカーズコープ）

後援／北海道、あさひかわ若者サポートステーション、旭川保護観察所、法テラス旭川、旭川市職親会、一般社団法人旭川市医師会、旭川市民生児童委員連絡協議会、旭川公共職業安定所、公益社団法人北海道社会福祉士会道北地区支部、北海道障害者職業センター、旭川市市民委員会連絡協議会、旭川市母子福祉連合会、一般社団法人旭川歯科医師会、旭川薬剤師会、旭川市訪問看護ステーション連絡協議会、一般社団法人北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部、旭川地区ヘルパー連絡会、公益社団法人北海道看護協会上川南支部、一般社団法人北海道介護福祉士会道北支部、旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会、北海道精神保健福祉士協会、特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会、旭川弁護士会、旭川司法書士会（順不同）

旭川市は、平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に先立ち事業を実施するモデル自治体として、平成26年1月9日に相談窓口である「旭川市自立サポートセンター」を開設しました。このセンターを中核として、既存の関係機関の支援者と連携しながら、生活に困窮する方々の支援に取り組んでいます。

このたび、生活困窮者自立支援制度とセンターの取り組みについて、関係機関の方々及び市民の皆様により理解を深めていただくため、「入口編」と「出口編」の2回にわたって、当事者・支援者・連携した関係機関の声をお伝えする事例発表会を開催します。

### ◆会場アクセス

#### 旭川市障害者福祉センター おびった

(旭川市宮前1条3丁目3番7号)

- JR旭川駅から車で約5分
- 旭川電気軌道 82番・84番・33番・102番「合同庁舎前」で下車し徒歩約5分。

### ◆参加申込み・お問い合わせ

旭川市福祉保険部生活支援課自立支援係

電話：0166-25-9175 (直通)

FAX：0166-26-7654

Eメール：seikatsushien@city.asahikawa.hokkaido.jp

- 参加をご希望の方は、電話・FAX・Eメールにより、事前にお申込みください。
- 申込み期限は各日の前日とさせていただきます。
- 電子メールにより申し込まれる方は、お名前・ご職業・ご連絡先を明記してください。
- FAXでお申込みの場合は、下記にご記入のうえ、この用紙を送信してください。
- 定員になり次第、お申込みを締め切らせていただきますので、ご了承ください。
- お申込みされた方は、当日、会場受付までお越しください。



旭川市福祉保険部生活支援課自立支援係 宛 (FAX : 0166-26-7654)

### 事例発表会「旭川市における生活困窮者への自立支援」参加申込書

ふりがな		職業 役職	
お名前			
ご住所			
お電話	参加日 ※いずれかに○をお願いします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回(1月20日)のみ参加</li> <li>・第2回(1月27日)のみ参加</li> <li>・両日とも参加</li> </ul>	